

## 「砂川事件」

2014年05月10日

「砂川事件」が注目されている。米軍立川基地拡張に反対するデモ隊が基地内に入り、7名が日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反罪で起訴された。1959年3月、東京地裁は一審で「米軍駐留は憲法9条に違反」するとして無罪を言い渡した。「伊達判決」と言われている。日本に基地を持ちたい米国は危機感を持った。マッカーサー米駐日大使は藤山愛一郎外相と会って、高裁を飛び越え最高裁に上告することを示唆し、田中耕太郎最高裁長官とも極秘に会って、一審判決を取り消す見通しをつけた。これらの事実を記した文書が、米国立公文書館の「極秘文書」から発見された。最高裁は同年12月、安保条約など高度な政治性を持つ案件は裁判所の審査になじまないと、憲法判断を放棄して、一審判決を破棄した。そして「わが国が存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得ることは国家固有の機能の行使として当然」と自衛権を認めた。「砂川事件」の最高裁判決は日本の司法を踏みにじるものであった。「南京虐殺」、「従軍慰安婦」などを認めることを「自虐史」という人がいるが、戦後は米国支配の「屈辱史」であったことを示している。「砂川事件」の警備についていたデニス・バンクス氏は「デモ隊がフェンスを越えたら射殺せよ」と命じられたと証言している。平和を口にしながら、市民殺害の危険があったのである。

自民党の高村正彦氏は「砂川事件」の最高裁判決から「個別とか集団とか区別せず、国の存立をまっとうするために必要な自衛の措置をとることは当然である」と言っている」と安倍政権が進めようとしている「集団的自衛権」を正当化しようとしている。「砂川事件」の恥ずかしい限りである最高裁判決を利用しての方向違いの発言には、驚きというより情けなさが先に立つ。

安倍首相は憲法改定が悲願なのであろう。まず、憲法96条の「各議院の総議員三分の二以上の賛成で」を二分の一に改定し、垣根を低くしようとしたが、大きな反対にあって引っ込めたいらしい。その後、憲法解釈によって、集団的自衛権を行使できる手段を取ろうとしている。憲法解釈によって、他国と共同して戦争行為ができるなら、9条を「空洞化」というより「抹殺」することである。

集団的自衛権は、国連憲章で認められているが、「自衛」の名で行われた戦争の未曾有の被害の経験から、戦争の違法性を明記し、国連が紛争を解決し国家の自立救済を認めない「集団安全保障」という考え方に立ったものである。しかし、事実上、ベトナムへの米国の武力行使、ソ連のアフガニスタン侵攻など、大国が他国への軍事介入の正当化に用いられてきた。

安倍政権の集団的自衛権の行使は、米国と共同して戦争するということである。第二次大戦後、米国は戦争をし続けている。この国と組んで戦争に加担することは、歴史に大きな禍根を残す。何より、無辜の人々を殺害する「人道に反する罪」を犯すことになる。集団的自衛権は阻止しなければならない。気骨ある「砂川事件」の一審「伊達判決」を思い出したい。